

発行所

株式会社FPシミュレーション 大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

年金の遡及支給

Q : 年金問題が社会問題になっていますが、間違いが発覚して、差額分の支給を受けた場合は、税務上どのように取り扱われるのですか？

A : 5年を超える分は非課税、5年以内の訂正分は雑所得となります。

【解説】

大もめにもめた年金問題が、年金時効特例法でひとまずの決着を見ましたが、今後の推移を見守っていかなければなりません。

ところで、この年金時効特例法は、年金計算に誤りがあった分については、時効になった分についても遡って支給されるという内容のものです。遡って受け取った年金については、税務上、次のように取り扱われます。

① 5年より前の分

国税の徴収権が5年で消滅することから、5年を超えて遡り支給されるものについては非課税となります。

② 5年までの分

5年までの訂正分については、本来の支給日の属する年の雑所得となり、源泉徴収が行われます。

③ 年金受取者が死亡している場合

年金受取者が既に死亡していて、その遺族が訂正分を受け取る場合は、5年より前の分は非課税、5年までの分については、その支給を受けた者の受けた年分の一時所得になるとされています。

